

洗練された住環境を彩る住まい。これからのライフスタイルに合わせた家づくりを、地元のメーカーが実現します。

アイリスガーデン吉野

モデルハウス展示・販売会場

好評分議中



号地	計画有効面積(坪)	価格(万円)	号地	計画有効面積(坪)	価格(万円)
6	200.96㎡(60.79坪)	823	15	203.98㎡(61.70坪)	849
12	220.27㎡(66.63坪)	904	16	203.86㎡(61.67坪)	833
13	204.03㎡(61.72坪)	849	48	211.04㎡(63.84坪)	949

【分譲地・モデルハウス販売概要】●分譲地名／アイリスガーデン吉野●所在地／鹿児島県鹿児島市吉野町●交通／南国交通「東菖蒲谷」バス停徒歩3分●開発総面積／24,840.94㎡●総区画数／66区画●分譲地販売区画数／計6区画●区画面積(有効)／200.96㎡(60.79坪)～220.27㎡(66.63坪)●建ぺい率／50%●容積率／80%●開発許可番号／指令土調開第29-21号●分譲地販売価格／8,230,000円(1区画)～9,490,000円(1区画)●分譲地最多販売価格帯／800万円(4区画)●地目／宅地●用途地域／第1種低層住宅に準ずる●設備／上水道、浄化槽、プロパン●電気／九州電力、NTT●道路幅員／6m●市街化調整区域●建築条件／あり(当該契約期間3ヶ月)●給水分担金／あり●公園／1箇所●ゴミステーション／2箇所●完成／平成30年5月●地主／日東商事(有)●設計／三共技術開発株式会社●施工／株式会社久保技建●取引態様／売主(33)ロイヤルホーム(株)(鹿児島県知事(4)第5244号、鹿児島市分中央3-36-14、TEL0995-73-5602、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)、(29)【6号地】(株)白木建設(鹿児島県知事(3)第5611号、鹿児島市平之町12-29、TEL099-226-0710、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)、(23)【12号地】MBC開発(株)(鹿児島県知事(12)第0879号、鹿児島市樋之口町1-1、TEL099-216-2000、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)、(22)【13号地】(株)県民住宅(鹿児島県知事(8)第3216号、鹿児島市東開町13-30、TEL099-268-5488、(公社)全日本不動産協会、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)、(20)【15号地】(株)七呂建設(鹿児島県知事(2)第5704号、鹿児島市石谷町1273-1、TEL099-201-3015、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)【53】【435-57-61】(株)晃栄住宅(鹿児島県知事(3)第5348号、鹿児島市山田町377-1、TEL099-275-6333、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)【24】【48号地】ヤマサハウス(株)(鹿児島県知事(11)第1991号、鹿児島市錦江町1-4、TEL099-295-3911、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)【19】【16号地】(株)ベルハウジング(鹿児島県知事(9)第3117号、鹿児島市宇宿1丁目25-8、TEL099-250-0694、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員、(一社)九州不動産公正取引協議会加盟)●広告有効期限／令和元年12月末日

★【00】モデルハウス番号 【00】土地番号

イベント スタンプラリーについて

3名様に...! QUOカード1万円分

5名様に QUOカード1,000円分

モデルハウスを見学して、プレゼントに応募しよう! 各社モデルハウスで配布しているスタンプラリーカードにスタンプ3つ以上と、必要事項を記入頂くと、抽選でQUOカードが当たるプレゼントへ応募できます。※スタンプの条件は各社異なります。3社未満の場合は無効となります。当選者への発送をもって発表と代えさせていただきます。

- POINT 1 非常電源100Vコンセントが接続できるソーラー街路灯を設置。※隣接の公園
- POINT 2 分譲地内には、災害時に、都市ガスの復旧活動に左右されることのない個別LPガスを採用。



アイリスガーデン吉野 検索 <http://irisgarden-yoshino.com>

お問い合わせは メーカー各社へ

建築条件付宅地分譲とは...土地売買契約後、当該契約期間内(3ヶ月)に売主または売主の指定する者と建物建築請負契約を締結することを停止条件として販売する土地のこと。期間内に建築請負契約が成立しない場合は、土地売買契約は白紙となり、買主より受領した金銭は、遅滞なく全額無利息で返還され、売主の引渡義務も生じないこととなります。